

令和2年12月 4日

各種学生団体及び所属学生 各位

滝澤博胤（教育・学生支援担当理事、学友会副会長）

課外活動を一時停止する際の基準について

昨今、新型コロナウイルス感染症が急速に感染拡大している状況に鑑み、今後の課外活動について、下記のうちいずれか1つ以上の条件を満たした際に、課外活動を一時的に停止することがありますので、予めご留意ください。

1. BCP レベルが2以上になった場合。
2. BCP レベルが不変であっても、学内で同時期に複数の感染者が報告されるようになった場合（この場合、感染者の課外活動団体への所属の如何は問わない）。
3. 宮城県が「ステージ3」以上に移行した場合。
4. 行政から特別警戒等の警告が出て、不要不急の外出の自粛を求められる等、課外活動の継続が困難と判断された場合。

また、かねてからお伝えしている通り、飲食を伴う懇親会等は厳に慎しむなど責任ある行動をお願いします。